

養父市やぶ暮らし住宅支援制度のあらまし(H31.4～)

養父市に定住するため、平成31年4月1日以後に専用住宅を新築、購入又は増改築する、若しくは市内の賃貸住宅等に入居する者に奨励金を交付します。

1 対象者

本市に定住する満40歳未満（U・Iターン者は満65歳未満）の方が対象となります。

ただし、次に該当する場合は除きます。

(1) 本人及びその世帯に属するいずれかの者並びに加算金の対象世帯全員が市税等及び使用料等を滞納している場合

(2) 国、県又は市の他の制度による補助金等の補填を受けて住宅を確保する場合

2 奨励金の内容

奨励金等の種類※注1	要件等	奨励金等の金額※注3	申請月	添付書類
新築奨励金※注2	延床面積が75平方メートル以上の専用住宅※注4を新築した場合（建築日から5年以内に購入した建売住宅を含む。）	専用住宅の延べ床面積に、1平方メートル当たり2,000円を乗じた額。ただし、400,000円を上限とする。	住宅を取得した日から2年以内	(1) 世帯全員の住民票 (続柄が記載されたもの) (2) 誓約書（様式第1-1号） (3) 同意書（様式第1-2号） (4) 建物の登記事項証明書（写し不可） (5) 住宅の間取りが分かる平面図 (6) その他市長が必要と認める書類
空き家購入奨励金※注2	延床面積が75平方メートル以上で、300万円（土地の取得費用含む。）以上の費用を要して空き家（建築日から5年を超える建売住宅を含む。）を購入した場合	空き家の延べ床面積に、1平方メートル当たり1,500円を乗じた額。ただし、300,000円を上限とする。	空き家を取得した日から2年以内	(1) 世帯全員の住民票 (続柄が記載されたもの) (2) 誓約書（様式第1-1号） (3) 同意書（様式第1-2号） (4) 建物の登記事項証明書（写し不可） (5) 住宅の売買契約書の写し (6) 住宅の間取りが分かる平面図 (7) その他市長が必要と認める書類
増改築奨励金※注2	延床面積が75平方メートル以上で、50万円以上の費用を要して専用住宅又は賃貸住宅等（共同住宅を除く。）を増改築した場合	増改築に要する費用に10分の1を乗じた額。ただし、250,000円を上限とする。	増築又は改築の完了した日から2年以内	(1) 世帯全員の住民票 (続柄が記載されたもの) (2) 誓約書（様式第1-1号） (3) 同意書（様式第1-2号） (4) [専用住宅を増改築したとき] 建物の登記事項証明書（写し不可） (5) [賃貸住宅等を増改築したとき] 建物賃貸借契約書の写し及び増改築工事合意に係る証明書（様式第1-3号） (6) 住宅の増改築に係る見積書の写し又は工事請負契約書の写し（工事内容のわかるもの。） (7) 住宅の増改築に係る領収書の写し (8) 住宅の増改築を行った部分を示す設計書等（設計書、間取りが分かる平面図等） (9) その他市長が必要と認める書類
民間賃貸住宅入居奨励金※注5	賃借料の月額（共益費、駐車場使用料など直接住宅の賃借料と認められないもの除く。）が4万円以上の賃貸住宅等に入居した場合	月額40,000円を超える家賃額に対して、月額10,000円を限度に24箇月分（上限240,000円） ※月の途中に入居の場合は翌月から支給	入居した日以降の2月中（入居日から2年以内）※中途退去の場合には撤去時	(1) 世帯全員の住民票 (続柄が記載されたもの) (2) 誓約書（様式第1-1号） (3) 同意書（様式第1-2号） (4) 建物賃貸借契約書の写し (5) その他市長が必要と認める書類

3 奨励金への加算

新築奨励金、空き家購入奨励金又は増改築奨励金の申請者が、同居近居世帯又はU・Iターン者世帯の場合、奨励金の額に次の額を加算します。

世帯の区分※注1	加算金額	限度額
<u>同居近居世帯</u> ※注6※7	200,000円	200,000円
U・Iターン者世帯※注8	U・Iターン者1人につき50,000円。ただし、義務教育終了前の子にあつては1人につき100,000円	300,000円

(注1) 同一の者又は同一世帯員への奨励金の交付又は加算は、種類ごとに1回限りです。

(注2) 専用住宅又は空き家の取得若しくは専用住宅の増改築にあつては、申請者の持分を有する所有権保存登記又は所有権移転登記をした専用住宅又は空き家である必要があります。これらの奨励金を申請できる者は、登記により専用住宅の持分を有している者になります。

(注3) 奨励金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(注4) 専用住宅とは、専ら居住の用に供する建物をいいます。ただし、一の建物に居住の用に供する部分と店舗、事務所その他これらに類する用途の部分が併用されている場合は、そのうちの居住部分のみをいいます。

(注5) 民間賃貸住宅入居奨励金を申請できる者は、専用住宅又は共同住宅（市営及び県営の公的賃貸住宅並びに社宅、官舎、寮等の給与住宅を除く。）の所有者との間で賃貸借契約を締結した者になります。

(注6) 同居近居世帯とは、親世帯と同居又は近居（市内に居住）している世帯であること。ただし、増改築奨励金については、同居に限るものとします。

(注7) 同居近居世帯申請時には、追加書類として親世帯の住民票及び続柄が確認できる書類（戸籍抄本・謄本等）が必要になります。

(注8) U・Iターン者世帯とは、定住のため市内に転入し、3年以内の世帯（転入前に1年以上市外に居住していた者に限る。）をいいます。

4 その他

養父市やぶ暮らし住宅支援奨励金交付要綱の施行に伴い、これまでの「養父市やぶ暮らし住宅支援条例」は失効しますが、要件を満たした日から起算して2年以内に申請をしなければなりませんので、ご注意ください。